

各種事務事業の取扱い(ごみ対策関係)

各種事務事業の取扱い(ごみ対策関係)について提案する。

平成16年2月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-3-12 各種事務事業の取扱い(ごみ対策関係)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ 補助金等のうち、衛生団体連合会補助金及び食品衛生協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整するものとする。</li><li>・ ごみ収集のうち、家庭系廃棄物については、現行のとおりとする。ただし、ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ し尿収集については、収集運搬手数料の調整を必要と考えることから、合併した年の翌年度に再編を申し入れるものとする。</li><li>・ 廃棄物処理計画については、合併した年の翌年度に再編するものとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-3-12	各種事務事業の取扱い(ごみ対策関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・補助金等のうち、衛生団体連合会補助金及び食品衛生協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整するものとする。</li> <li>・ごみ収集のうち、家庭系廃棄物については、現行のとおりとする。ただし、ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・し尿収集については、収集運搬手数料の調整が必要と考えることから、合併した年の翌年度に再編を申し入れるものとする。</li> <li>・廃棄物処理計画については、合併した年の翌年度に再編するものとする。</li> </ul>			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 一部事務組合等	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
2. 関係団体(公共的団体等)	新市の一体性を確保するため、合併時に統合を働きかけるものとする。
3. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
4. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、衛生団体連合会補助金及び食品衛生協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
5. 手数料等	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
6. ごみ収集	家庭系廃棄物については、現行のとおりとする。ただし、ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。
7. 資源物のリサイクル	新市においても資源物の再利用、減量化等に取り組む必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、厚田村の収集については、社会福祉法人はるにれの里に委託するものとする。
8. し尿収集	収集運搬手数料の調整が必要と考えることから、合併した年の翌年度に再編を申し入れるものとする。
9. 廃棄物処理計画	年度途中の計画変更は、北石狩衛生施設組合の処理計画にも影響を与えることから、合併した年の翌年度に再編するものとする。
10. その他ごみ対策関係事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 個 表 )

1. 一部事務組合等

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
一部事務組合	北石狩衛生施設組合 〔構成：石狩市、厚田村、浜益村、 当別町、新篠津村〕	北石狩衛生施設組合 〔構成：石狩市、厚田村、浜益村、 当別町、新篠津村〕	北石狩衛生施設組合 〔構成：石狩市、厚田村、浜益村、 当別町、新篠津村〕	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 関係団体(公共的団体等) (第9回現況調書118～119ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市衛生団体連合会 石狩地方食品衛生協会石狩支部	厚田村公衆衛生団体連合会 石狩地方食品衛生協会厚田支部	浜益村衛生団体連合会 石狩地方食品衛生協会浜益支部	新市の一体性を確保するため、合併時に統合を働きかけるものとする。

3. 関係団体(協議会等) (第9回現況調書133ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	都市清掃事業協会	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

4. 補助金等 (第9回現況調書118～122ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
衛生団体連合会補助金	石狩市衛生団体連合会補助金 (内容)地区の衛生組織活動を行う当該団体の運営費の一部を補助する。	厚田村公衆衛生団体連合会補助金 (内容)地区の衛生組織活動を行う当該団体の運営費の一部を補助する。	該当なし	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
食品衛生協会補助金	石狩地方食品衛生協会石狩支部補助金 (内容)地域住民の食生活の安全向上のための活動を行う当該団体の運営費の一部を補助する。	石狩地方食品衛生協会厚田支部補助金 (内容)地域住民の食生活の安全向上のための活動を行う当該団体の運営費の一部を補助する。	石狩地方食品衛生協会浜益支部補助金 (内容)地域住民の食生活の安全向上のための活動を行う当該団体の運営費の一部を補助する。	

( 4 . 補助金等つづき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
集団資源回収 奨励金	石狩市集団資源回収奨励金 (内容)資源物の回収量に応じ奨励金を交付する。 ・実施団体 町内会、婦人会、PTA等 ・資源物 新聞、雑誌、ダンボール等 ・回収重量 1kgあたり 5円	該当なし	該当なし	新市においても資源回収に取組む必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
生ごみ処理機 等購入費補助 金	石狩市生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機購入助成(平成 17 年度まで時限事業) (内容)生ごみ処理機等購入費用の一部を補助する。 ・電動生ごみ処理機 購入価格の 1/2 以内(上限 : 20,000 円) ・電動以外の生ごみ処理容器等 購入価格の 1/2 以内(上限 : 2,000 円)	該当なし	浜益村ごみ処理容器設置補助金 (内容)コンポスト購入費用の一部を補助する。 ・ 100 以上が対象 (電動生ごみ処理機は対象外) ・ 購入価格の 1/2 以内(上限 : 3,500 円)	新市としてごみの減量化計画を定め、一体的に取組む必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
ハチ駆除費補 助金	該当なし	厚田村ハチ駆除費補助金 (内容)村指定事業者による一般住宅内(敷地内含む)のハチ駆除費に対し補助する。 ・ 1 件あたり 5,000 円 (65 歳以上 : 10,000 円)	該当なし	私有地の病害虫駆除は、所有者自ら行うことが基本であり、新市においては助成しないものとする。ただし、生活安全上の緊急時における対応は、従来どおり行政(市役所、消防等)が行うものとする。

5 . 手数料等 ( 第 9 回現況調書 1 2 5 ページ参照 )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
事業系資源物 処理手数料	石狩市リサイクルプラザ事業系資源物処理 手数料(びん・缶・ペットボトル) 10 kgにつき 70 円	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

6. ごみ収集 (第9回現況調書123ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
家庭系廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 委託事業者による収集</li> <li>・収集方式 (ステーション収集方式)</li> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月2回</li> <li>燃やせないごみ 週1回</li> <li>資源物 週1回</li> <li>(拠点回収方式)</li> <li>乾電池 61箇所</li> <li>古着古布 18箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 委託事業者による収集</li> <li>・収集方式 (ステーション収集方式)</li> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月1回</li> <li>燃やせないごみ 週1回</li> <li>資源物 週1回</li> <li>(拠点回収方式)</li> <li>乾電池 1箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 委託事業者による収集</li> <li>・収集方式 (ステーション収集方式)</li> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月1回</li> <li>燃やせないごみ 週1回</li> <li>乾電池 月1回 (粗大ごみ収集日と同じ)</li> </ul>	家庭系廃棄物については、現行のとおりとする。ただし、ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。 (ごみの分別～資料2参照)
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 許可事業者による収集</li> <li>・収集方式 戸別収集(指定袋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 委託事業者による収集</li> <li>・収集方式 ステーション収集(指定袋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 委託事業者による収集</li> <li>・収集方式 ステーション収集(指定袋)</li> </ul>	

7. 資源物のリサイクル (第9回現況調書124～125ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
資源物のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 委託事業者による収集</li> <li>・収集方式 ステーション収集</li> <li>・収集日 週1回</li> <li>・対象品目 びん、缶、ペットボトル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収 集 社会福祉法人による収集</li> <li>・収集方式 ステーション収集</li> <li>・収集日 週1回</li> <li>・対象品目 缶、古紙、牛乳パック、ダンボール</li> </ul>	該当なし	新市においても資源物の再利用、減量化等に取り組む必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、厚田村の収集については、社会福祉法人はるにれの里に委託するものとする。

8. し尿収集（第9回現況調書126ページ参照）

3市村における事務内容に大きな差異はないものの、収集運搬手数料の調整が必要と考えることから、合併した年の翌年度に再編を申し入れるものとする。

9. 廃棄物処理計画（第9回現況調書127～130ページ参照）

3市村において、北石狩衛生施設組合の条例に基づき同様の計画を策定しており、年度途中の計画変更は、北石狩衛生施設組合の処理計画にも影響を与えることから、合併した年の翌年度に再編するものとする。

10. その他ごみ対策関係事業（第9回現況調書131～135ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。